

# 通所介護事業所及び第一号通所介護

## デイリハセンターひまわり 綾瀬 運営規程

### （事業の目的）

第1条 株式会社湘南ケアライフが開設するデイリハセンターひまわり 綾瀬（以下「事業所」という）が行う通所介護及び第一号通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、通所介護事業にあたっては要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を、また予防事業にあたっては事業対象者及び要支援者に対し、適正な第一号通所介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定通所介護においては、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護等行うとともに、個別の機能訓練等を実施する。事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第一号通所介護事業においては、事業対象者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うとともに、個別機能訓練等を実施することで、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

第一号通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、通所介護従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 デイリハセンターひまわり 綾瀬

2 所在地 神奈川県綾瀬市寺尾中3-12-26 寺尾中齋藤店舗A 1階

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条

#### 1 単位目

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する通所介護及び第一号通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護・第一号通所介護計画書の作成等を行う。
- 3 介護職員 1名以上  
介護職員は、排泄等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。
- 4 看護職員 1名以上  
看護職員は、バイタルチェック、健康チェック等を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、個別の機能訓練実施計画書を作成し実施する。

## 2単位目

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する通所介護及び第一号通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護・第一号通所介護計画書の作成等を行う。
- 3 介護職員 1名以上  
介護職員は、排泄等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。
- 4 看護職員 1名以上  
看護職員は、バイタルチェック、健康チェック等を行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、個別の機能訓練実施計画書を作成し実施する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日・祝日とする。ただし、12月31日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。  
但し、サービス提供時間は1単位目9時00分から12時00分と  
2単位目13時30分～16時30分とする。

## (通所介護・第一号通所介護の内容)

第6条 通所介護・第一号通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 生活指導・・・生活、身体等の介護に関する相談や関係機関との連絡調整などを行う。
- 2 個別機能訓練・・・個別の機能訓練実施計画に基づいて実施。
- 3 介護サービス・・・個々のニーズに合わせた通所介護、第一号通所介護計画を作成し、活動プログラム等を通じて個々の生活機能の向上が図れるように支援する。
- 4 健康状態確認・・・血圧、体温、脈拍など測定し必要に応じ看護師等が助言・指導を行う。
- 5 送迎・・・ドア to ドアで送迎を行う。
- 6 サービス計画・・・利用者の担当介護支援専門員が作成した居宅サービス計画をもとに通所介護、第一号通所介護計画書を作成し利用者又は家族に説明し、同意を得て交付する。

(通所介護の利用定員)

第7条 通所介護と第一号通所介護を合わせて1、2単位各23名。

(通所介護・第一号通所介護の利用料金等及び支払いの方法)

第8条 通所介護及び第一号通所介護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣または市町村長が定める基準によるものとし、通所介護及び第一号通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。詳細は別添の料金表のとおり。

2 その他の費用

通常の事業の実施地域を越えて要した交通費片道1kmあたり15円の実費を徴収する。  
費用が発生する場合は領収書を交付する。

オムツ類（リハビリパンツ1枚220円、パット1枚165円）

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関し同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 4 通所介護、第一号通所介護の利用者は当事業所が定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
- 5 事前及び当日キャンセルであってもキャンセル料金の徴収は無いこととする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者等は、通所介護及び第一号通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者：岡田 諭

防災訓練：年2回 3月・9月

通報訓練：年1回

- 2 事業所は通所介護、第一号通所介護の実施中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は綾瀬市、海老名市の一部地域とする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

- 第13条 事業所は、通所介護及び第一号通所介護を提供した場合に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、通所介護及び第一号通所介護を提供した場合に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 3 事業所は、提供した通所介護及び第一号通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(秘密の保持)

- 第14条 業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する方針」に従って秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の他に誓約書（個人情報保護法）を取り交わす事とする。
  - 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止)

- 第15条 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年に2回）に実施する。
  - 4 第3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - 5 事業所はサービス提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第16条 事業所は、サービスにあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はその限りではない。
- 2 前項の規程に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業所は直ちにその日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、該当行為が必要と判断した従業者等及び該当行為を行った従業者等の氏名その他必要な事項について、書面に記録する。

(業務継続計画の策定)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護及び第一号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（記録の整備）

第18条 事業所は通所介護及び第一号通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 通所介護計画・第一号通所介護計画書
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- (6) 身体拘束に関する記録

（サービス利用に当たっての留意事項）

第19条 事業所は送迎時、車の運転に細心の注意を払う。

- 2 事業所は暴風警報、洪水警報、大雪警報、地震など気象警報発令時、路面の凍結等の天候不良により休業する場合がある。
- 3 事業所は利用者の健康管理に留意し、何か気づいた事があれば家族等に連絡を行う。

（衛生管理等）

第20条 事業所は従業者の清潔の保持及び健康管理の一環とし、勤務時間が少ない従業者には年に1回の契約更新時に健康診断の結果を提出する事とし、常勤者には年1回の健康診断の受診を義務付けるものとする。

- 2 事業所は設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討し委員会をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ハラスメント防止）

第21条 事業者は、従業員が安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止のため、必要な措置を講じます。

（その他運営についての留意事項）

第22条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2025年1月1日から施行する。

【通所介護事業及び第一号通所介護】

デイリハセンターひまわり 綾瀬

2025年1月1日現在

1 通所介護の介護報酬に係る費用（利用者負担1割、2割、3割）

区分	通所介護費	利用者負担額 (1割)円	利用者負担額 (2割)円	利用者負担額 (3割)円
要介護1	370単位	387円	774円	1,160円
要介護2	423単位	442円	884円	1,326円
要介護3	479単位	501円	1,001円	1,502円
要介護4	533単位	557円	1,114円	1,671円
要介護5	588単位	615円	1,229円	1,844円
加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	機能訓練指導員による個別の機能訓練実施計画作成し実施。		
		56単位/回	59円	117円
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	機能訓練指導員による個別の機能訓練実施計画作成し実施。		
		20単位/月	21円	42円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし、利用者に対して指定通所介護サービスを実施した場合に算定できる。 所定単位数×9.0%			

2 第一号通所介護の介護報酬に係る費用（利用者負担1割、2割、3割）

区分	通所介護費	利用者負担額 (1割)円	利用者負担額 (2割)円	利用者負担額 (3割)円
要支援1	1,798単位	1,879円	3,758円	5,637円
要支援2	3,621単位	3,784円	7,568円	11,352円
要支援1・事業対象者 回数 ※1か月の中で4回まで	-	-	-	-
要支援1・事業対象者 回数 ※1か月の中で8回まで	-	-	-	-
加算	要支援1・事業対象者	72単位	76円	151円
	要支援2・事業対象者	144単位	151円	301円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし、利用者に対して第一号通所介護を実施した場合に算定できる。 所定単位数×9.0%		

【利用者負担額（1割、2割、3割）の算出方法】\*綾瀬市は5級地で1単位につき10.45円

1か月のサービス合計単位数×10.45円=〇〇円（1円未満切り捨て）

【1割】〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

【2割】〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

【3割】〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

3 運営規程に定められたその他の費用

項 目	説 明
その他の費用 交通費 オムツ類 キャンセル料	実施地域にお住いの方は無料ですが、それ以外の地域にお住いの方は、 交通費（自費）が掛かります。 通常の実施地域を越えてから片道1キロメートルあたり15円。 リハビリパンツ1枚 220円 パット1枚 165円 事前及び当日キャンセルであってもキャンセル料金の徴収は無い。